

平成19年10月26日
 消 防 庁

救急要請における産科・周産期傷病者搬送実態調査の結果について

先般、奈良県下の妊婦が搬送途上に死産となった事例を契機として、産科・周産期傷病者の救急搬送、受入医療体制について、各地域において様々な課題があることが指摘されています。そのため、総務省消防庁は、厚生労働省とともに産科・周産期救急体制の現状把握のため、平成16年から平成18年までの3年間における産科・周産期傷病者の救急搬送について、緊急実態調査を行いました。

調査方法は、都道府県を通じて全国の消防本部に別添の調査用紙を送付し、回答を得たものです。この度、その結果がまとまりましたので公表します。

- 本調査においては、各消防本部における記録方式や統計システム上の理由から、集計不能の項目がある本部が存在するため、単純に経年比較等を行うことはできません。
- また、本調査は、産科・周産期傷病者搬送のうち、消防機関の救急車、消防防災ヘリによる搬送に限っており、周産期医療ネットワーク等において医療機関自身が所有する救急車等によって病院間搬送されるケースは含まれていません。

【ポイント】

I 平成18年の状況について

1 産科・周産期傷病者搬送の概況

産科・周産期傷病者搬送人員は39,015人で、総救急搬送人員4,889,398人の0.8%でした。産科・周産期傷病者搬送人員の53.4%は転院搬送*で占められています（総救急搬送人員における転院搬送の比率は9.4%）。〔表1参照〕

※ いわゆる病院間搬送をいう。すなわち、現に入院している患者について医師の依頼により例えば、分娩に対応できない医療機関から他の対応可能な医療機関へ救急搬送されるケース等を指す。

2 医療機関への受入に至らなかった照会回数区分ごとの件数等

- ・ 産科・周産期傷病者搬送における、医療機関への照会状況を見ると、最初の照会により搬送先医療機関が決まったものは全体の92.4%であり、受入に至らなかった照会回数が2回以下のもの（3回以下の照会で受入が決まったもの）を含めると全体の98.1%となっています（ただし、転院搬送を含んだ場合の比率）。
- ・ 一方、医療機関への受入に至らなかった照会回数が3回以上のものは667件（全搬送の1.9%）、5回以上のものは220件（同0.63%）、10回以上のものも45件（0.13%）ありました。〔表2参照〕
- ・ 地域別の傾向をみると、首都圏や近畿圏、政令指定都市が存する地域など大都

市部において照会回数の多い事案が多く、地方部において少ない傾向にあります。

〔年別・都道府県別集計表参照〕

- ・ 現場滞在時間が、30分以上に及ぶ事案は、全体の3%程度であり、30分以上60分未満が907件、60分以上90分未満が84件、90分以上が21件となっています。

〔表3参照〕

3 受入に至らなかった理由別の件数

- ・ 受入に至らなかった主な理由としては、「処置困難」(26.6%)、「手術・患者対応中」(17.2%)、「専門外」(11.7%)などがあげられます。〔表4参照〕
- ・ 照会回数最大事案の回数が10回以上であった都道府県における受入に至らなかった理由をみると、「初診(かかりつけ医がない)」を理由としている団体が多い傾向にありました(10団体中7団体が同理由をあげる)。〔表5参照〕

平成16年から平成18年までの傾向について

(本調査においては、集計不能の項目がある本部が存在し単純に経年比較を行うことはできないため、ここでは、全体に対する比率から推測できる傾向を示しています。)

- ・ 医療機関への受入に至らなかった照会回数が、3回以上であった件数をみると、平成16年255件(産科・周産期搬送全体の0.9%)、平成17年342件(同1.3%)、平成18年667件(同1.9%)と増加傾向にあります。〔表2参照〕
- ・ 受入に至らなかった理由について、平成16年から平成18年までの3年間の傾向をみると、「処置困難」、「ベッド満床」、「初診(かかりつけ医がない)」が増加傾向にあることがうかがえます。〔表4参照〕

総務省消防庁救急企画室

Tel:03-5253-5111(内7961)

Tel:03-5253-7529

担当:松野、小板橋、中嶋

s.nakajima@soumu.go.jp

厚生労働省医政局指導課

Tel:03-5253-1111(内2559)

Tel:03-3595-2194

担当:田邊、日巻

tanabe-seizan@mhlw.go.jp

【表1】産科・周産期傷病者搬送の状況

| | 総救急搬送人員(a) | | 産科・周産期傷病者搬送人員(b) | | b/a | 集計不能本部数 |
|-------|----------------|--|------------------|--|------|---------|
| | うち転院搬送(割合) | | うち転院搬送(割合) | | | |
| 平成18年 | 4,889,398人 | | 39,015人 | | 0.8% | 18 |
| | 461,519人(9.4%) | | 20,851人(53.4%) | | | |
| 平成17年 | 4,958,363人 | | 37,125人 | | 0.7% | 24 |
| | 473,612人(9.6%) | | 19,127人(51.5%) | | | |
| 平成16年 | 4,745,872人 | | 36,741人 | | 0.8% | 45 |
| | 459,358人(9.7%) | | 18,621人(50.7%) | | | |

【表2】医療機関への受入に至らなかった照会回数区分ごとの件数

| | | 0回 | 1~2回 | 3~4回 | 5~9回 | 10回~ | 計 | 集計不能本部数 |
|-------|----|--------|-------|------|------|-------|--------|---------|
| 平成18年 | 件数 | 32,249 | 2,001 | 447 | 175 | 45 | 34,917 | 99 |
| | 割合 | 92.4% | 5.7% | 1.3% | 0.5% | 0.13% | 100% | |
| 平成17年 | 件数 | 25,646 | 1,353 | 263 | 73 | 6 | 27,341 | 122 |
| | 割合 | 93.8% | 4.9% | 1.0% | 0.3% | 0.02% | 100% | |
| 平成16年 | 件数 | 25,047 | 1,231 | 196 | 49 | 10 | 26,533 | 143 |
| | 割合 | 94.4% | 4.6% | 0.7% | 0.2% | 0.04% | 100% | |

(注) 政令指定都市等のうち、札幌市消防局、東京消防庁については、平成18年のみ数値に含まれており、平成16、17年においては数値に含まれていない。

【表3】現場滞在時間区分ごとの件数

| | 30分以上 | 60分以上 | 90分以上 | 120分以上 | 150分以上 | 計 | 集計不能本部数 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|---------|
| 平成18年 | 907 | 84 | 18 | 2 | 1 | 1,012 | 94 |
| 平成17年 | 730 | 57 | 4 | 4 | 1 | 796 | 111 |
| 平成16年 | 672 | 48 | 10 | 5 | 1 | 736 | 134 |

【表4】受入に至らなかった理由別の件数

| | | 処置困難 | 手術・患者 対応中 | 専門外 | ベッド満床 | 医師不在 | 初診 (かかりつけ 医がない) | 理由不明 その他 | 計 | 集計不能 本部数 |
|-------|----|-------|--------------|-------|-------|-------|-----------------------|-------------|-------|-------------|
| 平成18年 | 件数 | 1,306 | 842 | 572 | 513 | 342 | 148 | 1,181 | 4,904 | 130 |
| | 割合 | 26.6% | 17.2% | 11.7% | 10.5% | 7.0% | 3.0% | 24.1% | 100% | |
| 平成17年 | 件数 | 441 | 451 | 321 | 188 | 253 | 55 | 685 | 2,394 | 155 |
| | 割合 | 18.4% | 18.8% | 13.4% | 7.9% | 10.6% | 2.3% | 28.6% | 100% | |
| 平成16年 | 件数 | 377 | 343 | 230 | 118 | 199 | 37 | 553 | 1,857 | 174 |
| | 割合 | 20.3% | 18.5% | 12.4% | 6.4% | 10.7% | 2.0% | 29.8% | 100% | |

(注1) 政令指定都市等のうち、札幌市消防局、東京消防庁については、平成18年のみ数値に含まれており、平成16、17年においては数値に含まれていない。

(注2) 「処置困難」とは、傷病者に対処するための設備、資機材がない場合(手術スタッフがそろわない場合、手に負えない場合を含む)をいう。

【表5】照会回数最大事案の回数が10回以上であった都道府県における受入に至らなかった主な理由
(平成18年)

| 都道府県名 | 受入に至らなかった主な理由 |
|----------------------------------|---------------|
| 北海道、茨城県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7団体 | 初診(かかりつけ医がない) |
| 埼玉県 | 手術・患者対応中 |
| 宮城県、千葉県 | 理由不明・その他 |

集計不能本部数は、データが欠けている、統計システム上対応できない等の理由で集計することが出来ない消防本部の数である。

全国の消防本部数は、平成18年において811、平成17年において848、平成16年において886である。